

# 日本のひなた宮崎国スポ高鍋町協賛取扱要項

令和7年3月18日  
総務企画専門委員会決定

## 1 目的

この要項は、高鍋町で開催される第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## 2 定義

この要項において、協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

## 3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他の大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

## 4 協賛の実施方法

- ア 協賛は、日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が受け入れる。
- イ 協賛方法は、提供又は貸与とする。
- ウ 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- エ 協賛の受入を決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- オ 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用が必要な場合は、原則として協賛者の負担とする。

## 5 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- ア 大会等の趣旨に反するもの
- イ 法令等に違反するもの、公の秩序又は良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- ウ 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- エ 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- オ 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- カ その他、実行委員会が適当でないと認められるもの

## 6 協賛の表示

- ア 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛品に直接表示することが適当でない場合は、その他の方法により表示する。
- イ 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字の大きさ等について、事前に実行

委員会と協議し、承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

ア 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。ただし、贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ対応する。

イ 協賛への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

8 協賛者名等の掲載

ア 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

イ 実行委員会ホームページ等に協賛者名を掲載する基準は、別表第2のとおりとする。

9 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。